

## 出席停止のお知らせ（インフルエンザ）

学校感染症「インフルエンザ」と診断されましたので、「学校保健安全法第 19 条」により出席停止となります。出席停止は園児の疾病の早期回復を図るとともに、他の園児への感染を防ぐための措置となります。医療機関の指導に従い治療に専念し、家庭で十分に身体を休めてください。

なお、症状が改善し登園ができる状態になりましたら、お手数ですが担任保育士に電話でお知らせいただき、登園時に「登園届」の提出をお願いします。

### ① 「登園届」

症状（主に発熱）がでた日からの経過を「治療の状況報告書」に記入し、  
『発症した次の日から 5 日を経過したこと』『熱が下がって次の日から 3 日を経過したこと』を確認してください。

登園ができる状態になりましたら、担任に状況を電話等で報告し、2つの条件を満たしていることが確認出来たら、「インフルエンザ登園届」に記入してください。次の日から登園になります。

（保育園でも感染拡大防止のために経過観察をさせていただきます。）

\*インフルエンザが治癒し、他の園児への感染の恐れがなくなった状態（上記 2 つの条件が満たしたとき）を確認するための「治療の状況報告書」の記入の仕方については別紙をよくお読みください。

参照

◎学校保健安全法施行規則第 19 条の規定

出席停止期間：発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで

\*発症した日を「0 日」として、その後 5 日を経過し、かつ、解熱した日を「0 日」として、その後 3 日を経過するまでは登園できません。





## 治療の状況報告書

- 1 診断名 インフルエンザ A型
- 2 発症日(症状が出現した日) 〇年 1月 26日(月)
- 3 医療機関名 〇〇病院 受診日 1月 27日(火)
- 4 平熱 36.2℃
- 5 自宅療養中の様子

症状の出現した日を「0日」とします。

| 発症日からの<br>日数経過 | 解熱後の<br>日数経過 | 月日・曜日   | 体温    |       | その他の症状 |
|----------------|--------------|---------|-------|-------|--------|
|                |              |         | 朝     | 夜     |        |
| 発症日・0日         |              | 1/26(月) | ℃     | 38.5℃ | 頭痛     |
| 1日目            |              | 1/27(火) | 38.5℃ | 38.4℃ | 頭痛、せき  |
| 2日目            |              | 1/28(水) | 37.5℃ | 37.3℃ | せき、鼻水  |
| 3日目            |              | 1/29(木) | 37.3℃ | 36.8℃ | せき、鼻水  |
| 4日目            |              | 1/30(金) | 38.0℃ | 37.4℃ | せき、鼻水  |
| 5日目            | 0            | 1/31(土) | 36.3℃ | 36.5℃ | なし     |
|                | 1            | 2/1(日)  | 36.1℃ | 36.2℃ | なし     |
|                | 2            | 2/2(月)  | 36.1℃ | 36.3℃ | なし     |
|                | 3            | 2/3(火)  | 36.2℃ | 36.3℃ | なし     |
| 登園可能           |              | / ( )   | ℃     | ℃     |        |

1日を通して平熱になった日を0日とします。

※ 出席停止期間を経過しても、のどの痛み、腹痛、頭痛、せきや鼻水がたくさんでる元気がないなどといった場合には、型の異なるインフルエンザに再罹患した場合や、肺炎等併発している場合もありますので、無理な登園はさけて医師にご相談ください。

※ 登園する際は、マスクをして登園させてください。

裏面あり

